

吹田市地元企業等共同研究開発事業補助金交付要領

制定 令和 5 年 3 月 31 日決裁

最終改正 令和 6 年 8 月 30 日決裁

1 趣旨

地元企業又は大学若しくは研究機関等との共同により、新技術及び新製品の研究開発等を行う事業者に対し、予算の範囲内において、吹田市地元企業等共同研究開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、企業間連携等の促進並びに事業者の技術開発力の向上及び新分野進出の円滑化を図る。

2 補助対象者

補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

ア 次のいずれかに該当する者

(ア) 市内に主たる事業所を有する事業者であること。

(イ) 2以上の事業者で構成される団体（以下「団体」という。）であって、当該事業者の半数以上が市内に主たる事業所を有するもの

イ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営んでいないこと。

エ 前年度に補助金の交付を受けていない者。ただし、前年度に認定を受けた者が、当該認定を受けた補助対象事業に係る補助を受けようとする場合は、この限りでない。

3 補助対象事業

(1) 補助の対象となる事業は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 32 年吹田市条例第 302 号）第 3 条の規定に基づく、地元企業等共同研究開発事業認定審査会（以下「審査会」という。）において地元企業等共同研究開発事業として認定を受けた次の事業であること。

ア 2ア(ア)の者が、大学又は研究機関等と行う共同研究開発事業

イ 2ア(イ)の者が、当該団体を構成する事業者間で行う共同研究開発事業

(2) 事業期間が認定を受けた日の翌年度 3 月 31 日までに終了する事業であること。

(3) (1)及び(2)の規定に関わらず、国、大阪府その他の公共団体又は公共的団体から補助金等を受けている事業及び受ける見込みのある事業は、補助対象としない。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の経費とする。

- ア 原材料、副資材及びソフトウェアの購入費
- イ 機械装置及び工具器具の購入費及び借用費
- ウ 設計、加工、検査、分析、調査等に係る外部委託費。ただし、ア、イ、エ及びオに規定する経費の合計額と同額以下でなければならない。
- エ 大学又は研究機関等との共同研究（研究終了後に研究の成果が大学又は研究機関等のみに帰属するものを除く。）に要する経費。ただし、大学又は研究機関等の共同研究規程等に基づき支払った経費とする。
- オ 外部専門員及び指導員等に係る技術指導費及び技術支援費

5 補助金の額

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 5,000,000円を上限とする。

6 手続の概要

(1) 手続の流れ

- ア 地元企業等共同研究開発事業の認定申請
- イ 地元企業等共同研究開発事業の認定
- ウ 補助金の交付申請
- エ 補助金の交付決定
- オ 補助金の変更交付申請（交付申請の内容を変更しようとする場合のみ）
- カ 補助金の変更交付決定（変更交付申請があった場合のみ）
- キ 補助対象事業の中間報告
- ク 補助対象事業の完了報告
- ケ 補助金の交付額の確定
- コ 補助金の交付請求
- サ 補助金の交付

- (2) 交付申請の日及び交付決定の日は、同一年度内でなければならない。
- (3) 補助金の対象となる期間が年度を超える場合は、年度ごとに交付申請及び交付決定を行う。

7 地元企業等共同研究開発事業の認定申請

- (1) 認定申請の時期 指定された期限まで
- (2) 提出書類

- ア 認定申請書（様式第 1 号）
- イ 2 ア(ア)の場合は、企業概要書（様式第 2 号）
- ウ 2 ア(イ)の場合は、団体概要書（様式第 3 号）及び構成員名簿（様式第 4 号）
- エ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し（団体の場合は構成員に係るもの）
- オ 個人の場合、個人事業の開業届出書の写し（団体の場合は構成員に係るもの）
- カ 直近の確定申告書の写し（団体の場合は構成員に係るもの）
- キ 事業計画書（様式第 5 号）
- ク 収支予算書（様式第 6 号）
- ケ 直近の市町村民税の納付又は非課税を証する書類（団体の場合は構成員に係るもの）

8 補助対象事業の認定

- (1) 認定に当たっては、審査会に諮問し、その答申に基づき、認定通知書（様式第 7 号）又は不認定通知書（様式第 8 号）により申請者に通知する。
- (2) 認定には、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。
- (3) 認定を受けた者が、認定に付した条件に違反したときは、認定を取り消すことができる。

9 補助金の交付申請

- (1) 申請の時期 指定された期限まで
- (2) 提出書類
 - ア 補助金交付申請書（様式第 9 号）
 - イ 7(2)イからケの書類
- (3) (2)イの書類の提出は、全部又は一部を省略させることができる。

10 補助金の交付決定

- (1) 補助金交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第 10 号）により申請者に通知する。
- (2) 交付決定には、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。

11 補助金の変更交付申請等

- (1) 交付申請の内容を変更しようとする場合は、補助金の変更交付申請を行う。
- (2) 提出書類
 - ア 補助金変更交付申請書（様式第 11 号）
 - イ 9(2)の書類のうち、内容が変更されるもの
- (3) 軽微な変更と認めるときは、変更交付申請を省略させることができる。

12 補助金の変更交付決定

- (1) 補助金変更交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（様式第 12 号）により申請者に通知する。
- (2) 変更交付決定には、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。

13 補助対象事業の中間報告

- (1) 報告の時期 指定された期限まで
- (2) 提出書類
 - ア 中間報告書（様式第 13 号）
 - イ 収支決算書（見込）（様式第 14 号）

14 補助対象事業の完了報告

- (1) 報告の時期 指定された期限まで
- (2) 提出書類
 - ア 事業完了報告書（様式第 15 号）
 - イ 事業報告書（様式第 16 号）
 - ウ 収支決算書（様式第 17 号）
 - エ 補助対象経費の支払を証する書類
 - オ 大学又は研究機関等との共同により補助対象事業を実施した場合は、次のいずれかの書類
 - (ア) 大学又は研究機関等との共同研究に係る契約書等の写し
 - (イ) 大学又は研究機関等との共同研究の成果が分かる学術論文等の写し
 - (ウ) その他大学又は研究機関等との共同により事業を実施したことを証する書類

15 補助金の交付額の確定

- (1) 事業完了報告書等の内容を審査の上、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 18 号）により、報告者に通知する。
- (2) 交付額確定の通知の際に、補助金交付請求書の提出期限を通知する。

16 補助金の交付請求

- (1) 請求の時期 指定された期限まで
- (2) 提出書類
 - ア 補助金交付請求書（様式第 19 号）
 - イ 補助金の振込先口座の通帳の写し等

17 補助金の交付

補助金交付請求書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

18 公表

補助金を交付したときは、補助金を受けた者の名称、補助対象事業の概要、補助金の交付額及び事業報告書を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

19 帳簿の整備等

補助金の交付を受けた者は、次の書類を、補助金の交付後10年間保管しなければならない。

ア 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿

イ 当該収入及び支出についての証拠書類

20 財産処分の制限等

補助金により取得した単価 500,000 円（消費税及び地方消費税を含まない額）以上の設備については、次の期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、廃棄又は担保に供してはならない。

ア 機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号、及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）で定める年数

イ その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数

ウ ア又はイに定める年数が 10 年を超える場合は、10 年間

21 調査

(1) 調査の必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助対象事業の実施状況について、帳簿又は証拠書類等の提出を求め、調査若しくは質問をすることができる。

(2) 補助金の交付決定を受けた者は、正当な理由がない限り、(1)の調査を拒んではならない。

22 補助金の交付決定の取消し等

(1) 補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、事業の認定又は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとした

とき。

イ 補助金の交付決定又は変更交付決定に付した条件に違反したとき。

ウ 19、20 又は 21(2)に違反したとき。

- (2) 補助金の交付決定を取り消したときは、取消しの理由を記載した補助金交付決定取消通知書により、その者に通知する。また、取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、併せて、返還すべき額及び返還期限を通知する。
- (3) 既に交付を受けた補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、指定された期限までに、その返還をしなければならない。

23 施行期日

- (1) この要領は、令和6年9月1日から施行する。
- (2) この要領の施行の日前に、吹田市地元企業等共同研究開発事業補助金交付要綱（平成25年吹田市告示第158号）の規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為とみなす。